

市税の滞納処分を強化中

平成24年度は約1,648万円分を滞納処分しました

税の公平性を保つため
滞納処分を強化しています

納税は国民の三大義務の一つです。滞納者を放置しておくことは、納期限内にきちんと税金を納めている大多数の善良な市民の皆様との公平性を欠くことになってしまいます。また、税金で支えられている福祉や教育・道路などの市民サービスの低下につながりかねません。

このようなことから、納期限内に納付のない方に対して、督促状や催告書、電話催告によって自主納付を促しています。それでも滞納状態が続く納税に誠意が見られない場合には、「国税徴収法」「地方税法」の規定に基づき、所有財産の差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。

平成24年度滞納処分状況

平成24年度に行った滞納処分件数は表のとおりで、約

1,648万円が市税などの未納金に充当されました。

	差押え物件	件数	税充当額
差 押 え	不動産	87	12,889,437
	預貯金	59	
	所得税の還付金	51	
	給与等	10	
	生命保険	20	
	出資金等	3	
公 売	不動産	11	3,591,100
合 計	—	241	16,480,537

■ 随時、納税相談を行っています

病気・失業などやむを得ない理由により納税が困難になった場合は、お一人で悩まずに納税相談をご利用ください。相談しながら、納付計画を立てましょう。

■ 相談場所／収税課(大和庁舎)

■ 延長窓口相談

相談日／毎週木曜日

時間／19時30分まで

■ 休日納税相談

相談日／毎月の最終日曜日

時間／9時～16時

※12月は22日となります。

※相談時には、事前に電話連絡してください。

納税Q&A

Q うっかり納期限までに納付するのを忘れていたら督促状が届きました。どうすれば？

A 督促状は納期限までに市税(料)を完納されなかった方に法律に基づいて発布されます。納期限の翌日から延滞金が増加されますので至急納付してください。

Q 納期限内に納付したのに督促状が届いたのだが？

A 金融機関で納付してから市で納付情報が確認できるまで、概ね10日程かかります。このような場合は行き違いとなりますのでご了承ください。

Q 私は市税を滞納しているのだが、承諾もいまま財産を差し押さえられた。このような横暴許されるのか？

A 法律では、納期限が過ぎ督促状を発送して10日経過した日までに完納しない場合は、本人に対して事前の連絡や同意がなくても差し押さえができることになっています。しかし、自主納税をお願いするため、督促状発送後も文書や電話などで催告を行ってきたが、それでも納税されなかったため、税の公平を保つためやむを得ず財産を差し押さえたのです。このようなことにならないよう事前に市役所収税課にご相談ください。

市税などの納付には口座振替が便利です。手続きも簡単です

市の税金や料金は、納期限内の納付が原則です。納期限を過ぎて納めた場合、督促手数料や納付までの期間に応じて年14.6%の延滞金(最初の一月は4.3%)を併せて納めていただくこととなります。市税などを納めるには、口座振替による納付がもっとも安全で確実です。

■ 申込方法

通帳・通帳印・納税通知書などを持参して、金融機関や市役所の税関係窓口で振替依頼書に記入すると、手続き完了です。

一度手続きされますと毎年自動更新となりますが、死亡、所有権移転などで納税義務者が必要になりましたら、新たに手続きが必要になりますのでご注意ください。※振替開始日など、記入漏れのないようお願いいたします。



■ 問合先(☎58-5111・75-3111代表)

・市県民税・固定資産税・軽自動車税／収税課(☎0296-58-5621直通)
・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料／国保年金課(☎0296-75-3125直通)

・介護保険料／介護長寿課(☎0296-75-3158直通)